

令和7年度償却資産（固定資産税）申告の手引

日頃、税務行政には格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

償却資産の所有者は、毎年賦課期日（1月1日）現在所有している償却資産（他人に貸し付けているものを含む）について申告していただくこととなります（地方税法第383条）。

つきましては、この手引きをもとに申告書等を作成の上、垂井町役場税務課資産税係にご提出ください。

提出期限

令和7年1月31日（金）

※提出期限間近になりますと大変混雑いたしますので、お早めに申告いただきますようご協力をお願いします。

提出先

垂井町役場 税務課 資産税係

〒503-2193

岐阜県不破郡垂井町宮代 2957 番地の 11

TEL (0584) 22-7501 (直通) FAX (0584) 22-5180



■ 郵送による申告について

申告書を郵送で提出される方で受付押印後の控が必要な方は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。なお、同封されていない場合は控を返送しませんので、あらかじめご了承ください。

■ インターネットによる電子申告について

eLTAXを利用してインターネットによる申告もご利用いただけます。

エルタックス

eLTAX

利用開始・利用方法は、ホームページから！

お問い合わせは、eLTAX ヘルプデスク電話から！

■ ホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp>

■ ヘルプデスク電話：0570-081459（ハイシンコク）

IP 電話・PHS：03-5521-0019

【受付日時：月～金（土・日・祝日、年始年末除く）9:00-17:00】

※ 申告データ等の作成に係る具体的な操作方法についても、eLTAX ヘルプデスクまでお問い合わせください。

【1】償却資産について

■ 償却資産とは

償却資産とは、会社や個人で工場や商店などを経営されている方が土地や家屋以外の事業の用に供することができる機械、器具、備品等の資産（鉱業権、漁業権、特許権その他無形減価償却資産を除く）をいいます。

なお、「事業の用に供することができる」とは、所有者が自らの事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。

■ 償却資産の種類と対象となるものの例示

資産の種類		主な償却資産の例示
1	構 築 物	駐車設備、広告塔、塀、門、煙突、庭園、緑化施設、舗装路面、外構工事
	建 物 附 属 設 備	受・変電設備、自家発電設備、その他建築設備、内装・内部造作等（家屋と償却資産の区分をご参照ください。）
2	機 械 及 び 装 置	電動機、起重機、工作・土木機械等各種製造加工機械、化学装置、各種製造設備等の機械、装置クレーン等建設機械、機械式駐車場設備（ターンテーブルを含む）等
3	船 舶	ボート、釣船、貨客船等
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車 両 及 び 運 搬 具	自転車、荷車、構内運搬車、大型特殊自動車(分類番号が「0、00～09 及び 000～099」、「9、90～99 及び 900～999」の車両)等 ・大型特殊自動車と小型特殊自動車(軽自動車税の課税対象)の区別次に掲げる要件を1つでも満たす場合は大型特殊自動車となります。 ①自動車の長さが4.7mを超えるもの ②自動車の幅が1.7mを超えるもの ③自動車の高さが2.8mを超えるもの ④最高速度が毎時15kmを超えるもの ※農地作業用自動車については、最高速度が毎時35km以上のもの
6	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	パソコン、LAN 設備、看板、ネオンサイン、ルームエアコン、冷凍・冷蔵庫、陳列ケース、応接セット、医療用機器、歯科診療用ユニット、テーブル、厨房機器、測定工具、金型、理容及び美容機器、レジスター、自動販売機等

■ 申告対象となる資産

令和7年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産です。なお、次に掲げる資産も申告が必要になりますので、ご注意ください。

- ア 償却済資産（耐用年数が経過した資産）
- イ 建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産
- ウ 借用資産（リース資産）で、契約の内容が割賦販売と同等である資産
- エ 遊休又は未稼働の資産

- オ 改良費（資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取り扱います。）
- カ 福利厚生のために供するもの
- キ 使用可能な期間が 1 年未満又は取得価額が 20 万円未満の資産であっても個別に償却しているもの
- ク 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの
（例）中小企業者等の少額資産の損金算入の特例適用資産

■ 申告対象とならない資産

- ア 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの（例：小型フォークリフト）
- イ 無形固定資産（ソフトウェア、特許権等）
- ウ 生物（鑑賞用・興行用は申告対象）、立木、果樹、書画骨董（複製品は除く）
- エ 平成 10 年 4 月 1 日以降開始の事業年度に取得した償却資産で、

- ・耐用年数が 1 年未満又は取得価額が 10 万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上しないもの（一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの）
- ・取得価額が 20 万円未満の償却資産を税務会計上 3 年間で一括償却しているもの

■ 少額の減価償却資産の取り扱い

○＝申告必要 ×＝申告不要

取得価額 税務会計上の処理	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
一時損金算入	×			
3年一括償却	×	×		
中小企業特例	○	○	○	
個別減価償却	○	○	○	○

【2】家屋と償却資産の区分

■ 家屋の附帯設備（建築設備）と償却資産の区別

家屋（建物）の所有者が所有する電気設備、ガス設備、給水設備、排水設備、衛生設備、冷暖房設備、空調設備、防災設備、運搬設備、清掃設備等の建築設備で、家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となって、家屋の効用を高めるものについては、家屋に含めて評価されます。

ただし、家屋と設備等の所有者が同じ場合で、次に該当する資産は償却資産として取り扱うため申告が必要です。

- ア 取り外しが容易で、家屋と構造上一体となっていないもの
- イ 特定の生産又は業務の用に供されるもの
- ウ 屋外に設置されているもの

家屋と償却資産の区分の例示については、4ページをご覧ください。

■ 家屋と償却資産の区分の例示（家屋と設備の所有者が同じ場合）

設備等の種類・分類		償却資産とするもの	家屋に含めるもの
内装・造作			床・壁・天井仕上、 店舗造作等工事一式
電気設備	① 受・変電設備	設備一式（配線含む）	
	② 予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備（配線・配管を含む）	
	③ 中央監視設備	設備一式（配線含む）	
	④ 電灯照明	屋外照明設備、ネオンサイン、投光器、スポットライト	屋内と一体の設備一式、 屋内照明設備、配分電盤
	⑤ 電力引込設備	引込工事	
	⑥ 動力配線設備	特定の生産又は業務用設備	配線及び配管
	⑦ 電話設備	電話機、交換機等の装置・器具類	配線及び配管
	⑧ 拡声設備	マイクロホン、スピーカー、アンプ等の機器	配線及び配管
	⑨ インターホン設備	インターホン設備	家屋と一体の設備一式
	⑩ TV設備	受像機（テレビ）、カメラ	左記以外の設備
	⑪ 電機時計設備	時計、配電盤等の装置・器具類	配線及び配管
	⑫ 火災報知設備	屋外の装置（配線含む）	屋内の装置（配線含む）
給排水設備	屋外に独立した給水塔	高架水槽、圧力水槽	
給湯設備	湯沸器等の局所式給湯設備（ユニットバス等用を除く）	中央式給湯設備 ユニットバス等用給湯器	
ガス設備	屋外設備、引込工事	屋内配管等	
換気設備		設備一式	
避雷設備		設備一式	
空調設備	壁掛型ルームエアコン 特定の生産又は業務用設備	家屋と一体の設備一式	
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等	消火栓設備 スプリンクラー設備等	
運搬設備	垂直搬送機、ベルトコンベア	エレベーター エスカレーター	
厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備	サービス設備以外の設備一式	
洗濯設備	洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、顧客の求めに応じるサービス設備（ホテル等）、寮・病院等の洗濯設備	サービス設備以外の設備一式	
簡易間仕切	床から天井まで達しない程度のもの	床から天井まで達する程度のもの	
外構工事	舗装、植栽、門扉、簡易ゴミ置き場等		
その他の設備	冷凍倉庫における冷凍設備、ろ過設備、LAN設備、広告塔、ネオンサイン、POSシステム、袖看板、機械式駐車設備、株価表示板、メールボックス、カーテン、ブラインド等	自動扉、ナースコール等	

【3】償却資産の申告方法

■ 申告していただく方

令和7年1月1日現在、垂井町に償却資産を所有されている方です。なお、次の方も申告が必要になります。

- ア 償却資産を他に賃貸している方
- イ 所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方
- ウ 所有権移転リースの場合、原則として償却資産を使用している借主の方
- エ 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方
- オ 償却資産の所有者が分からない場合、使用されている方
- カ 償却資産を共有されている方（各々の持分に応じて個々に申告されるのではなく、共有名義で申告していただくこととなります。）例：垂井太郎 外1名

※ 申告書が送られてきた方で償却資産をお持ちでない方も、償却資産申告書の「18 備考（添付書類等）」欄の「2 該当資産なし」に○をつけて提出してください。

■ 申告方法

申告区分		提出書類	償却資産 申告書 (P9)	種類別明細書		申告書の備考欄・留意事項
				増加資産・ 全資産用 (P10)	減 少 資産用 (P11)	
初めて申告される方	申告する資産がある場合		○	○		全資産申告となります。 「償却資産申告書」及び「種類別明細書（増加資産・全資産用）」を提出してください。
	申告する資産がない場合		○			償却資産申告書の「18 備考（添付書類等）」欄「2 該当資産なし」に○をつけてください。
前年度に申告された方	増加又は減少した資産がある場合		○	○	○	「償却資産申告書」及び「種類別明細書（増加資産・全資産用）」又は「種類別明細書（減少資産用）」を提出してください。
	増加又は減少した資産がない場合		○			償却資産申告書の「18 備考（添付書類等）」欄「1 資産の増減なし」に○をつけてください。
	廃業又は資産所在地を町外に移転させた場合		○		○	「償却資産申告書」及び「種類別明細書（減少資産用）」を提出してください。また、償却資産申告書の「18 備考（添付書類等）」欄「3 廃業ほか」にその旨を記載してください。

■ 個人番号・法人番号について

個人番号を記入した申告書を提出していただく際、番号法に基づいた本人確認を実施させていただきます。申告書提出の際には、以下の本人確認書類を提示又は提出していただきますようご協力をお願いします。

なお、法人の場合や eLTAX で申告される場合は、本人確認書類は不要です。

【窓口で申告書を提出する際に必要な本人確認書類】

提出者が 本人の 場合	個人番号確認書類		身元確認書類	
	個人番号カード 番号通知カード 住民票の写し(個人番号が記載されたもの)	3つのうち いずれか提示	個人番号カード、運転免許証、 パスポート等	
提出者が 代理人の 場合	本人の個人番号確認書類		代理人の身元確認書類	代理人確認書類
	本人の個人番号カード 本人の番号通知カード 本人の住民票(個人番号が記載されたもの)	3つのうち いずれか提示	代理人の運転免許証等	委任状(任意様式) 税務代理権限証書等

【郵送で申告書を提出する際に必要な本人確認書類】

個人番号確認書類の写し	身元確認書類の写し	代理権確認書類
-------------	-----------	---------

【4】 国税との主な違い

項目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い (法人税法・所得税法)
償却計算の期間	暦年(賦課期日制度)	事業年度
減価償却の方法	一般の資産は定率法を適用 (固定資産評価基準別表第15に 定められた減価率を用いる) ※法人税法等の旧定率法で用い る減価率と同様	【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法、旧定額法等の選択制度 (建物については旧定額法) 【平成19年4月1日 ～平成28年3月31日取得】 定率法、定額法等の選択制度 (建物については定額法) 【平成28年4月1日以後取得】 定率法、定額法等の選択制度 (建物及び構築物・建物附属設備に ついては定額法)
前年中の新規取得資産	半年償却(2分の1)	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません。	認められます。
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	認められません。	認められます。
評価額の最低限度	取得価格の100分の5	備忘価格(1円)
少額減価償却資産の損金 算入の特例 (租税特別措置法)	金額にかかわらず、認められませ ん。	認められます。

【5】償却資産の評価と課税について

■ 評価額の算出方法

償却資産の評価は償却資産の取得年月、取得価額、耐用年数に基づき、申告していただいた資産について一品ごとに賦課期日（1月1日）現在の評価額を算出します。

前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
$\text{取得価額} \times \left(1 - \frac{r}{2} \right)$	$\text{前年度評価額} \times (1 - r)$
$= \text{取得価額} \times A$	$= \text{前年度評価額} \times B$

r : 耐用年数に応じた減価率

A : 半年分の減価残存率（減価残存率表のA欄の率）

B : 1年分の減価残存率（減価残存率表のB欄の率）

※1月1日取得の資産については、その前年の12月を取得年月とします。

※初年度の評価額は、取得月にかかわらず半年分の減価があったものとして算出します。

算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。

■ 減価残存率表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
	r	A	B		r	A	B		r	A	B
2	0.684	0.658	0.316	11	0.189	0.905	0.811	21	0.104	0.948	0.896
3	0.536	0.732	0.464	12	0.175	0.912	0.825	22	0.099	0.950	0.901
4	0.438	0.781	0.562	13	0.162	0.919	0.838	23	0.095	0.952	0.905
5	0.369	0.815	0.631	14	0.152	0.924	0.848	24	0.092	0.954	0.908
6	0.319	0.840	0.681	15	0.142	0.929	0.858	25	0.088	0.956	0.912
7	0.280	0.860	0.720	16	0.134	0.933	0.866	26	0.085	0.957	0.915
8	0.250	0.875	0.750	17	0.127	0.936	0.873	27	0.082	0.959	0.918
9	0.226	0.887	0.774	18	0.120	0.940	0.880	28	0.079	0.960	0.921
10	0.206	0.897	0.794	19	0.114	0.943	0.886	29	0.076	0.962	0.924
				20	0.109	0.945	0.891	30	0.074	0.963	0.926

■ 課税標準額の算出方法

各資産の評価額を合算した額（決定価格）が課税標準額（1,000円未満切り捨て）となります。

課税標準の特例の適用を受ける資産がある場合は、該当資産の評価額にそれぞれ特例率を乗じて得た額を基に課税標準を算出します。

■ 免税点

課税標準額が免税点（150万円）未満の場合は課税されません。（免税点未満と判断される場合も申告は必要です。）

■ 税額の算出方法

課税標準額に基づき、税額を算出します。

課税標準額 (1,000 円未満切り捨て)	×	税率 (1.4%)	=	税額 (100 円未満切り捨て)
--------------------------	---	--------------	---	---------------------

■ 税額算出例（概算）

資産の名称	取得年月	取得価額	耐用年数	令和 7 年度 評価額 ※小数点以下は切り捨て	評価額の合計
電気設備	令和 6 年 5 月	3,200,000 円	15 年	3,200,000 円 × 0.929 = 2,972,800 円 取得価額×減価残存率=令和 7 年度評価額	3,625,132 円 (令和 7 年度 評価額の合計)
ルームエアコン	令和 5 年 2 月	800,000 円	6 年	800,000 円 × 0.840 = 672,000 円 取得価額×減価残存率=令和 6 年度評価額 672,000 円 × 0.681 = 457,632 円 前年度評価額×減価残存率=令和 7 年度評価額	
理美容器	令和 4 年 9 月	600,000 円	5 年	600,000 円 × 0.815 = 489,000 円 取得価額×減価残存率=令和 5 年度評価額 489,000 円 × 0.631 = 308,559 円 前年度評価額×減価残存率=令和 6 年度評価額 308,559 円 × 0.631 = 194,700 円 前年度評価額×減価残存率=令和 7 年度評価額	

【課税標準の特例の適用を受ける資産がない場合】 評価額の合計 = 決定価格 = 課税標準額 (1,000 円未満切り捨て)	→	課税標準額 3,625,000 円
--	---	----------------------

課税標準額 (1,000 円未満切り捨て)	×	税率 (1.4%)	=	税額 (100 円未満切り捨て)	→	税 額 50,700 円
3,625,000 円	×	1.4%	=	50,700 円		

■ 納付方法

6月中旬に納税通知書と納付書を送付しますので、金融機関等で納付をお願いします。
納期は1期（6月）から10期（翌年3月）までの年10回です。

固定資産税の納付は、便利な口座振替をご利用ください！

口座振替のお申し込みは町内の金融機関の窓口で行うことができます。
お申し込みの際は下記の①～③をご持参ください。

- ① 納税通知書又は領収書
- ② 預貯金口座の口座番号がわかるもの
- ③ 預貯金口座のお届け印

1年分の固定資産税を一括で口座振替できるようになりました。
ご希望の場合は、新たに口座振替の手続きをお願いします。

- ※ 口座振替が利用できる金融機関は大垣共立銀行、十六銀行、大垣西濃信用金庫、西美濃農業協同組合、東海労働金庫、ゆうちょ銀行です。
※ 振替の開始は、お申し込み月の翌月以降の納期が目安となります。

【7】種類別明細書（増加資産・全資産用）の記載の仕方

<取得年月>

年号に記載する数字は下の表のとおりです。

番号	年号	番号	年号
1	明治	4	平成
2	大正	5	令和
3	昭和		

<取得価額>

資産を取得するために支出した金額又は支出すべき金額（付帯費用を含みます。）を記載してください。

圧縮記帳は、固定資産税の評価上、認められていませんので、圧縮額を含めた取得価額を記載してください。

<耐用年数>

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の別表第1、第2、第5及び第6に掲げる耐用年数を記載してください。

なお、中古資産について、見積耐用年数を適用している場合はその耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数を適用している場合はその耐用年数を記載してください。

<減価残存率>

7ページの「減価残存率表」から対応する減価残存率を記載してください。

<価額>

次の計算式によって計算した価額を記載してください。

前年中に取得した資産の場合
 $(イ) \times (ロ)$ （1円未満切り捨て）

前年前に取得した資産の場合
 前年度価額 \times (ロ)（1円未満切り捨て）

<課税標準の特例>

記載する必要はありません。

ただし、電算処理により申告を行う場合、「率」の記載を必要とします。

※「コード」の記載は必要ありません。

<課税標準額>

記載する必要はありません。

ただし、電算処理により申告を行う場合、記載を必要とします。

<増加事由>

増加事由に記載する数字は下の表のとおりです。

番号	事由
1	新品取得
2	中古取得
3	移動による受入れ
4	その他

<摘要>

当該資産にかかる特記事項として次のような事項を記載してください。

課税標準の特例がある資産
 その旨の表示と適用条項

耐用年数の短縮を適用している資産
 その旨の表示（例：短縮）

中古資産の見積耐用年数を適用している資産
 その旨の表示（例：中古）

その他の資産
 当該資産の価格の決定にあたって必要な事項を記載してください。

(提出用)

所有者コード		種類別明細書（増加資産・全資産用）										所有者名				枚のうち					
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月		取得価額				(イ)耐用年数	(ロ)減価残存率	価額				(ハ)※課税標準の特例率	※課税標準額	増加事由	摘要	
					年号	年月	十	百	千	円			十	百	千	円					十
01												0.								1・2	
02												0.								3・4	
03												0.								1・2	
04												0.								3・4	
05												0.								1・2	
06												0.								3・4	
07												0.								1・2	
08												0.								3・4	
09												0.								1・2	
10												0.								3・4	
11												0.								1・2	
12												0.								3・4	
13												0.								1・2	
14												0.								3・4	
15												0.								1・2	
16												0.								3・4	
17												0.								1・2	
18												0.								3・4	
19												0.								1・2	
20												0.								3・4	
小計																					

<資産の種類>

資産の種類に記載する数字は、下の表のとおりです。

番号	事由
1	構築物
2	機械及び装置
3	船舶
4	航空機
5	車両及び運搬具
6	工具、器具及び備品

<資産コード>

独自のコードを付している方はそのコードを記載してください。

していない方は記載する必要はありません。

<資産の名称等>

資産の名称を20文字以内で記載してください。

【8】種類別明細書（減少資産）の記載の仕方

<取得年月>

年号に記載する数字は下の表のとおりです。

番号	年号	番号	年号
1	明治	4	平成
2	大正	5	令和
3	昭和		

<取得価額>

前年中に減少した資産の取得価額を記載してください。

資産の一部が減少した場合は、減少分の取得価額を記載してください。

<耐用年数>

別添「償却資産細目一覧表」から該当資産の耐用年数を記載してください。

<申告年度>

該当資産を最初に申告した年度を記載してください。

<減少事由及び区分、摘要>

「減少の事由及び区分」欄及び「摘要」欄は次のように記載してください。

資産の全部が減少した場合

「減少事由」欄の該当する番号（1～4）と「区分」欄の「1」を○で囲み、「摘要」欄に該当資産の売却先、移動先等、具体的な減少内容を記載してください。

資産の一部が減少した場合

「減少事由」欄の該当する番号（1～4）と「区分」欄の「2」を○で囲み、「摘要」欄に該当資産の売却先、移動先等、具体的な減少内容を記載してください。

資産の一部を修正する場合

「減少事由」欄の「4」と「区分」欄の該当する番号（1又は2）を○で囲み、「摘要」欄に当該資産の修正等が発生した事由を具体的に記載してください。

<資産の種類>

資産の種類に記載する数字は、下の表のとおりです。

番号	事由
1	構築物
2	機械及び装置
3	船舶
4	航空機
5	車両及び運搬具
6	工具、器具及び備品

<抹消コード>

別添「償却資産細目一覧表」より該当資産の資産番号を記載してください。

<資産の名称等>

別添「償却資産細目一覧表」より該当資産の名称を記載してください。

<数量>

該当資産の減少した数量を記載してください。

資産の一部が減少した場合は減少分の数量を記載してください。

所有者コード		種類別明細書（減少資産用）										所有者名		(提出用) 第二十六号様式別表二			
														枚のうち			
														枚目			
行番号	資産の種類	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額				耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分		摘要	
					年号	年	月	十億	百万	千	円			1 売却	2 減失		3 移動
01															1・2・3・4	1・2	
02															1・2・3・4	1・2	
03															1・2・3・4	1・2	
04															1・2・3・4	1・2	
05															1・2・3・4	1・2	
06															1・2・3・4	1・2	
07															1・2・3・4	1・2	
08															1・2・3・4	1・2	
09															1・2・3・4	1・2	
10															1・2・3・4	1・2	
11															1・2・3・4	1・2	
12															1・2・3・4	1・2	
13															1・2・3・4	1・2	
14															1・2・3・4	1・2	
15															1・2・3・4	1・2	
16															1・2・3・4	1・2	
17															1・2・3・4	1・2	
18															1・2・3・4	1・2	
19															1・2・3・4	1・2	
20															1・2・3・4	1・2	
小計															1・2・3・4	1・2	

【9】 その他

■ 固定資産税の軽減措置

地方税法第349条の3及び同法附則第15条等に規定する一定の要件を備えた償却資産は固定資産税が軽減されます。当該資産を取得された方は、最初の年に特例該当資産であることを確認できる書類を添付してください。

【課税標準の特例が適用される償却資産の例示】

令和6年9月現在

根拠規定	地方税法附則第15条第4項
特例対象資産	垂井町の認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき、令和7年3月31日までに取得した一定の要件を満たす資産
取得時期	令和5年4月1日～令和7年3月31日
特例割合	2分の1 ※償上げ方針を計画内に位置付けて従業員に表明した場合 3分の1
適用期間	新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年分 ※償上げ方針を計画内に位置付けて従業員に表明した場合 ・令和5年4月1日から令和6年3月31日までに取得した設備 ：5年分 ・令和6年4月1日から令和7年3月31日までに取得した設備 ：4年分

課税標準の特例が適用される償却資産を所有している場合は、固定資産税（償却資産）課税標準の特例適用申告書を提出してください。申告書は垂井町のホームページからダウンロードできます。

■ 短縮耐用年数、増加償却を適用した資産

令和6年1月2日から令和7年1月1日までの間に耐用年数の短縮、増加償却を適用した資産がある場合は、税務署長又は国税局長の承認通知書の写しを申告書に添付してください。

■ 申告内容の確認調査について

申告書の受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条及び第408条に基づいて電話でのお問い合わせや資料提供のご依頼、実地調査を行うことがありますので、その際にご協力をお願いいたします。

また、地方税法第354条の2に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。

上記の調査に伴い、資産の申告もれ等が判明した場合は、申告内容の修正をお願いすることがありますので、ご了承ください。